

# 那覇ふ頭における交流・賑わい創出実証実験事業者公募要項

那覇港管理組合管理課

## 1. 本事業について

### (1) 本事業の概要および目的

那覇ふ頭は、那覇港長期構想において「那覇港の歴史・港・船の景観を活かした賑わいづくり」の拠点として位置づけられており、当ふ頭における交流・賑わい創出を推進することを目的に実証実験を行います。

那覇ふ頭の賑わいの創出や魅力向上に資するイベント企画（飲食、物販、パフォーマンス、ワークショップ等）を実施する事業者を公募します。

### (2) 事業概要

那覇ふ頭において、那覇港の歴史等を活かしたウォーターフロント空間や賑わいの創出、那覇ふ頭の魅力向上に資するイベントを実施する事業者を公募します。

提案頂いたイベントの企画については、内容の審査等を行ったうえで、採用する事業者を決定します。

## 2. 実施概要

### (1) イベント企画の内容

那覇ふ頭の賑わいの創出や魅力向上に資するイベント企画（飲食、物販、パフォーマンス、ワークショップ等）。

### (2) 場所

那覇ふ頭か号駐車場（船客待合所隣）：約 1,600 m<sup>2</sup>

※別添地図も御参照ください。

### (3) 実施予定期間 ※準備、撤去、清掃を含みます。

令和 5 年 9 月 16 日（土） 7:00～9 月 18 日（月） 21:00

令和 5 年 10 月 7 日（土） 7:00～10 月 9 日（月） 21:00

令和 5 年 11 月 3 日（金） 7:00～11 月 5 日（日） 21:00

(4) 費用負担等

本公募への応募、イベント実施にあたり必要になる各種申請等及び事業実施に係る費用については応募者負担となります。

※ 委託事業ではありません。

(5) 施設使用料

免除

3. イベント実施にあたっての条件

- ① イベント実施時に、来場者の利便性、快適性の向上に資する取組を実施すること。また、飲食店舗の出店がある場合には適切な規模の飲食スペースを設けること。
- ② イベント実施の際は、来場者等が利用するゴミ箱等を設置し、適切に利用されるように事業実施者が管理すること。またイベント実施の前後には、会場内の清掃を実施すること。その際発生したごみ等の処分についても、事業実施者において処理をすること。
- ③ イベント来場者に対して公共交通の利用を促すよう呼びかけを行うこと（来場者用の駐車場はありません）。
- ④ 周辺道路に混雑が生じないように、誘導員を確保すること。
- ⑤ 当組合の実施する来場者等に対するアンケート調査に協力すること。
- ⑥ 会場内に事業者の問い合わせ先を明示すること。

4. 公募対象団体等

次の各号を満たす事業者等を対象とします。個別の店舗等の公募ではありません。

- ① 事業目的に沿った類似のイベント企画を実施した経験があること
- ② 暴力団関係者及び暴力団関係企業又は反社会的行為を行う者でないこと
- ③ 税等及び港湾施設使用料の滞納をしている者でないこと
- ④ 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類する倒産手続きの申立てがなされた者でないこと

## 5. 応募手続き

本要項の内容を確認の上、(2)の提出書類を付してメールにて応募してください。

### (1) 公募期間

令和5年5月22日（月）～令和5年6月9日（金）16時必着

### (2) 公募に係る質問

- ① 受付期間：公募開始日～令和5年5月29日（月）16時
- ② 質問方法：質問書【様式3】によりメールで提出してください。（メールのみ受付）
- ③ 送付先：那覇港管理組合管理課公募用メールアドレス  
([kanri\\_koubo@nahaport.jp](mailto:kanri_koubo@nahaport.jp))  
※件名に「那覇ふ頭における交流・賑わい創出実証実験公募に関する質問」と記載してください。
- ④ 最終回答は令和5年6月2日（金）16時までに那覇港管理組合ウェブサイトに掲載します。

### (3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 事業計画書・配置図（任意様式）
  - ・ 事業期間を通じた事業計画、レイアウトについて記載してください。
  - ・ 事業計画書は、「5（3）審査項目」が確認出来るように作成してください。
  - ・ 「2（2）実施予定期間」で示す期間のうち、実施を希望する期間を明記してください（複数期間を希望する場合は優先順位を記載）。
  - ・ イベントに参加する店舗等が決定していない場合、具体的な店舗名等を記載する必要はありませんが、期間内に実施する大まかな内容について記載してください。
  - ・ イベント実施が決定した場合は、イベントの1週間前までに参加する店舗の情報などを含めた詳細計画書の提出してください。
- ③ 誓約書（様式2）
- ④ 団体規約、会則その他これらに類するもの

- ⑤ 法人登記簿（履歴事項証明書）
- ⑥ 沖縄県納税証明書（直近1年（期）分の全税目）
- ⑦ 所在地の市町村納税証明書（直近1年（期）分の全税目）
- ※ 採用された事業者は、別途港湾施設使用許可申請書を提出して頂きます

(4) 提出先

那覇港管理組合管理課公募用メールアドレス ([kanri\\_koubo@nahaport.jp](mailto:kanri_koubo@nahaport.jp))

(5) スケジュール

令和5年5月22日（月）	公募開始
令和5年5月29日（月）	質問締め切り
令和5年6月2日（金）	質問回答
令和5年6月9日（金）	公募締め切り
令和5年6月16日（金）	審査委員会
令和5年6月20日（火）	審査結果通知

5. 審査

(1) 提案内容の調整：

審査に並行して、提案内容について港湾事業者と調整を行い、提案内容の変更をお願いする場合があります。

(2) 審査方法

選定委員会において、提出書類についての審査を行います。

(3) 審査項目

審査は以下の項目に従い実施します。

- ① 事業目的を理解した事業計画となっているか
- ② 適切な業務実施体制、スケジュールとなっているか（例：緊急時の体制、実施までのスケジュールが明確か等）

- ③ 港湾事業者の荷役作業等に支障がない計画となっているか（例：人の動線や配置等）
- ④ 周辺道路の混雑等に配慮した計画となっているか（例：警備や誘導員の配置等）
- ⑤ 類似イベントの実績を有しているか（例：実績一覧、報告書等）

#### (4) その他

##### ① 本要項等の遵守

- ・ 事業実施者は、事業の実施にあたり本要項及び関係法令、その他の通知等を遵守するとともに、各出店者等の関係者の遵守について指導義務を負うものとしします。

##### ② 会場の使用条件

- ・ 港湾事業者の荷役作業等に支障がないようにすること。
- ・ 事業実施に係る什器については、事業者にてご準備ください。
- ・ 給排水施設はありませんので、事業者にてご準備ください。
- ・ トイレは、那覇ふ頭船客待合所のトイレが利用可能です。
- ・ 搬入及び搬出については、その方法について、当組合の指示に従い、周辺設備、周辺交通に配慮して実施してください。
- ・ 廃棄物については、事業者の責任と費用において、関係法令等に基づき適正に処理を行ってください。
- ・ その他、港湾施設使用許可を受ける際に附される許可条件を遵守してください。

##### ③ 禁止事項等

本公募への応募及び実施する事業について、以下の事項に該当する場合は事業実施をお断りする場合があります。

- ・ 提出書類に虚偽の記載等があった場合
- ・ 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的としている場合
- ・ 寄付金の募集、募金活動
- ・ マルチ商法、無限連鎖商法等に関する事業内容であると判断された場合
- ・ 法令等及び公序良俗に反する、又はその恐れがある場合

- ・ その他当組合が不相当と判断した場合

#### ④ 悪天候時等の対応

- ・ 悪天候等で安全が確保できないとイベント実施者が判断する場合は、中止又は延期とすることができます。
- ・ イベント実施中の突如の荒天や事故、災害等、不測の事態が発生した際は、直ちに当組合へ報告してください。

#### ⑤ 免責

- ・ 決定の通知後であっても、公募対象の条件等や、本要項の禁止事項、関係法令等の違反等が判明した場合、実施をお断りする場合があります。また、これにより事業者、出店者、その他関係者に生じた一切の損害の補償等はいりません。
- ・ 事業実施中の盗難・事故、販売品の瑕疵、食中毒その他出店者間、購入者間の諸問題について、当組合はその一切の責を負いません。
- ・ イベント関係者が第三者に対して損害を与えた場合、事業者及び当該出店者の責任と費用をもって解決するものとします。
- ・ 天候や災害等、当組合の責めに帰さない原因による実施日程の変更や実施の中止によって生じた損害について当組合は一切補償いたしません。
- ・ イベントに起因する苦情等が当組合あてにあった場合には、事業者の連絡先を伝える場合があります。
- ・ 事業実施エリアを、当組合において公用又は公共の用に供すること、その他の公共的な原因のため実施日程を変更又は実施を中止等とした場合に、それらによって生じた損害について当組合は一切補償しません。

#### ⑥ 実施状況の記録及び公開

- ・ 当組合は事業実施中に、撮影等による記録を行い、その記録を web サイト、印刷物、その他の公開する資料等に使用場合があります。

⑦ 実施内容の調整

- ・ 事業実施期間中であっても、港湾事業者等との調整や、実施状況等を踏まえ、当組合の判断によって実施内容、実施頻度等について変更を指示する場合があります。